

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市病院事業局が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

平成31年4月1日

富山市病院事業管理者 石田 陽一

1 随意契約の内容

(1) 件名

富山市民病院集中治療科の当直業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

検査検体の搬送、患者搬送補助業務等

(3) 役務の提供を受ける期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成31年4月1日

(2) 提出先

富山市民病院経営管理課